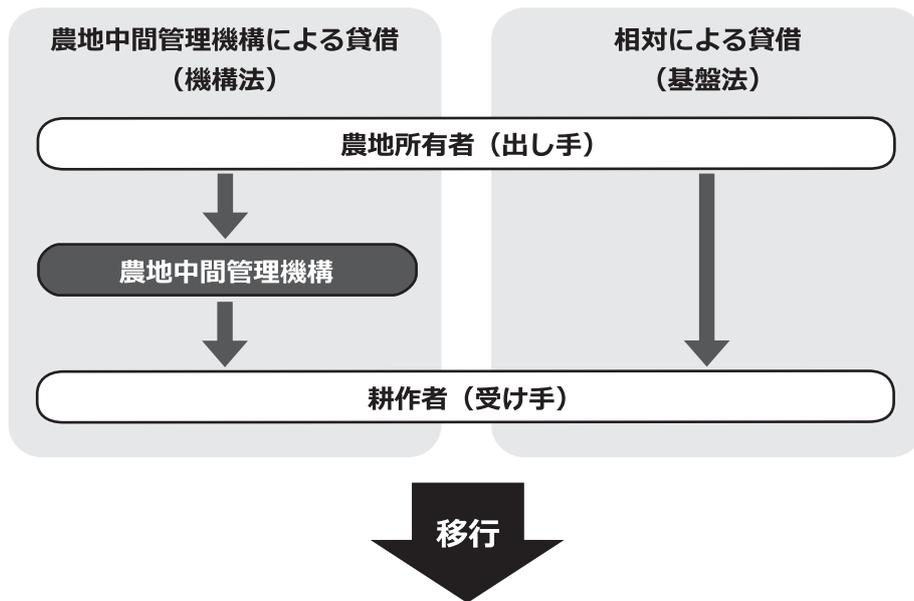


令和7年4月から

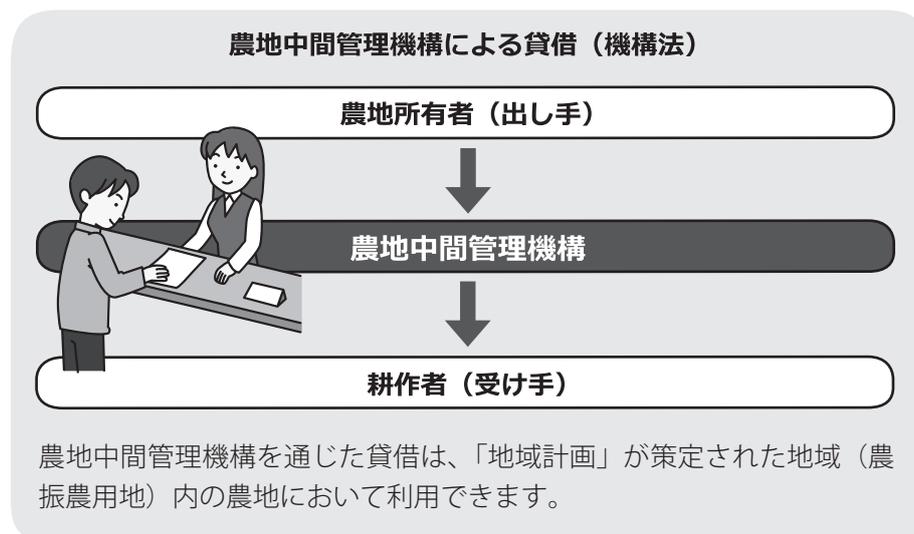
# 農地の貸借方法が変わります

出し手（農地所有者）と受け手（耕作者）の「相対」による農地の貸し借りの手続き（農用地利用集積計画）は、令和7年3月をもって廃止され、4月からは、「農地中間管理事業（農地中間管理機構を介した農地貸借）」に一本化となります。

## 令和7年3月までの農地貸借



## 令和7年4月からの農地貸借



# 農業委員会だより

◎問い合わせ先

坂城町農業委員会事務局

（商工農林課農業振興係内）

☎ 82-3111（内線156）

直通 75-6207



- ◆現在契約中の貸し借りについては、契約期間満了日まで有効です。
- ◆「農用地利用集積計画」（相対）による農地の貸し借りは、**令和7年3月14日（金）【最終締め切り】**までは、新規、更新の手続きが可能です。
- ◆上記のほかに農地法第3条に基づく貸借の手続きがあります。
- ◆現在貸し借りをしている契約について期間の延長をしたい方は、農業委員会へご相談ください。

そのほか詳しくは、町ホームページをご覧ください。農業委員会事務局までお問い合わせください。

# 農地中間管理事業とは

農地を貸したい人から、農地中間管理機構（長野県農業開発公社）が農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図る農業者へと貸し付ける事業です。



## 農地銀行制度のご案内

農地銀行とは、貸したい・売りたい農地を台帳にまとめて、農地を借りたい・買いたい人へと公開することで、農地の貸し借りの仲介を行い、効率的な農地利用を促進する制度です。

貸したい・売りたい農地の登録申請や借りたい・買いたい農地を探すための台帳閲覧は、農業委員会窓口で随時受付けています。耕作ができなくなった農地をお持ちの方や、耕作する農地をお探しの方はご利用ください。

なお、農地銀行に登録後も、借り手（買い手）が見つかるまでは、所有者が引き続き適正に管理してください。



### ▼購読者募集中！



令和6年4月1日以降、農地を含む不動産を相続した場合は、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務化されました。4月1日より前に不動産を相続し、その取得を知っていた場合も対象です。

農地について、相続により取得した場合は、相続登記申請のほか、農業委員会への届出が必要ですが、

相続が発生してから長期間経過すると、さらに相続が発生することで相続人が増え、権利関係も複雑になることから、誰の農地であるのか、すぐには分かる

農地を相続した場合には  
農業委員会へ届出をお願いします



らない状態になってしまいます。農地を相続により取得された場合には、相続登記完了後、できるだけ早く農業委員会への届出をお願いします。

なお、「相続登記の申請義務化」について詳しくは、長野地方務局上田支局（☎2312001）へお問い合わせいただくか、左記QRコードからご確認ください。

